

薬生水発0329第1号  
平成31年3月29日

厚生労働大臣認可水道事業者  
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、平成27年4月より生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が施行された。さらに、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）が平成30年6月8日に公布され、同法による改正後の法が、同年10月1日より順次施行されている。

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などの様々な状況に応じて、相談支援を中核に、就労支援や家計面の支援等、自立に向けた包括的な支援を提供するものである。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成24年5月9日付け健水発0509第1号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、生活困窮者自立支援制度の運用に当たり、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、引き続き、上記の通知の内容に留意いただくとともに、法の趣旨や内容を理解いただき、生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の生活困窮者自立支援制度主管部長宛には「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているのでお知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項

の規定による技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 1 生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、生活困窮者自立支援制度担当部局をはじめとした福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者に対し法に基づく支援が早期に実施されるよう、法の趣旨や内容を理解いただき、引き続き、日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うこと等により、連絡・連携体制の構築に一層努めていただきたい。

また、改正法による改正後の法第9条の規定において、都道府県等は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織することができることとされ、その構成員に対する守秘義務を課すことにより、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うことが可能となっている。

この支援会議の構成員については、都道府県等が、地域の実情に応じ、関係機関との調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、水道事業者に参画いただくことは重要だと考えられる。

このため、貴事業者におかれては、生活困窮者自立支援制度担当部局から支援会議への参画の依頼があった場合には、協力をお願いしたい。

### 2 生活困窮者に対する自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。また、生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関の相談窓口相談をすることが困難な者も少なくない。

自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口確実に繋げていくことが必要である。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活

困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされた。

このため、地方公共団体である水道事業者におかれては、当該規定に基づき、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただきたい。

また、福祉事務所を設置していない町村においては、都道府県が生活困窮者自立支援制度の実施主体であるため、福祉事務所未設置町村の水道部局におかれては、都道府県が設置する自立相談支援事業等の利用を促すようお願いしたい。